

ふれあい・いきいきサロン事業推進要綱

益田市社会福祉協議会

（目的）

第1条 高齢者を対象に健康と生きがいがづくりの支援のため当事者と地域住民（ボランティア等）が協働して企画運営し、ふれあいを通して身近な地域とのつながりを強め、生きがいがづくり・仲間づくりの輪を広げ、心身機能の維持向上を図り、地域社会における健康でいきいきとした生活の実現を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 益田市内に居住する概ね65歳以上で、ひとり暮らしや閉じこもりがちな方、仲間づくりを必要とする方や、地域生活で見守りが必要な方等を対象とする。

（活動主体）

第3条 各地区社会福祉協議会の支援のもとに、対象者やボランティア及び福祉関係者が協議し主体的に活動支援を行う組織とする。

（活動範囲と場所）

第4条 サロンの設置場所については、その地域の参加者が自由にかつ徒歩で行動できる範囲の公的施設や集会所等とする。また、そこを活動の拠点とする。サロン事業の1ヶ所当り参加者は10人～20人程度とする。

（活動の内容）

第5条 対象者が気軽に楽しく無理なく利用できる場づくりに努め、概ね次の内容を参考に、プログラムやスケジュールを立て活動する。

- ア. 各種創作活動
- イ. レクリエーション活動
- ウ. 学習活動
- エ. 世代間交流活動
- オ. 軽スポーツ、文化・園芸活動
- カ. 健康チェック活動
- キ. 料理教室とふれあい給食
- ク. 身近な生活情報交換

（運営）

第6条 サロン活動を効率かつ継続的に展開するため、対象者（利用者）やボランティア等（協力者）が相互協力し運営に当たる。

2. サロン活動の中心となり、益田市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）等関係団

体との円滑な連携・協働を図るため代表者1名をおくこととする。

3, 組織の名称、簡単な会則、活動日時等については各サロンの協議により定める。

4, 活動回数は月1回以上とする。

(活動助成)

第7条 サロン活動に要する経費として、市社協がサロンの設立年数に応じて、次の金額を上限に助成する。

サロン設立1年目・・・・・・・・65,000円

サロン設立2,3年目・・・・・・・・30,000円

サロン設立4,5年目・・・・・・・・15,000円

サロン設立6年目以降・・・・・・・・10,000円

2, 活動助成金は、年度内の事業を対象とし、対象経費としては別表1に定めるものとする。

(会費等)

第8条 利用者との協議により会費を負担させることができる。また各種行事等により利用者から実費経費(料理材料費、弁当実費等)を徴収することができる。

(実績報告等)

第9条 助成金の交付を受けたサロンは、当該年度の事業完了後速やかに、市社協会長に報告するものとする。

(活動上の事故対応)

第10条 サロン活動協力者にはボランティア登録することにより、市社協が一部補助する。

(プライバシーの保護)

第11条 このサロン活動上で知った個人情報外部に漏らさない。

(その他)

第12条 この推進要綱に定めるものの他、活動助成手続に関する事等必要な事項は市社協会長が別に定める。

(付則)

この推進要綱は平成10年4月1日から実施する。

(付則)

この推進要綱は平成23年4月1日から実施する。

(付則)

この推進要綱は平成25年4月1日から実施する。

別表 1

ふれあい・いきいきサロン事業助成対象経費

1. 対象とする経費：介護予防と健康増進のために活用される経費

項目	助成対象経費 具体例
活動報償費	講師・指導者などに対する協力へのお礼（講師旅費を含む）
会場使用料	事業を実施するための会場使用料など
修繕費	活動場所拠点の整備など
備品費	事業をするために必要な備品（例：ゲーム用品・ポット・食器等）
需用費	事務用品・事業用消耗品費（材料費）事業に係る切手・電話代など 活動事業に必要な肥料・苗・用具等 勉強（健康食作り）のための調理実習の食材料費
燃料費	事業の実施に必要な燃料代
印刷製本費	資料やチラシ作成費等
水道光熱費	電気、ガス、水道代（例：公民館エアコン代）
貸借料	事業を実施するための会場使用料や機器の借上げ料など （例：視察研修のためのバス借り上げなど）
その他	事業の実施に必要であると特に社協会長が認めたもの。

※対象経費については、サロン事業に係わるものとする。

2. 対象とならない経費：介護予防や健康増進ではなく娯楽・遊興的要素がつよいもの

項目	助成対象とならない経費
活動報償費	主催関係者への謝金など
旅費	参加者旅費・宿泊費
使用料及び貸借料	参加者の入湯料・観覧料・宿泊施設利用料等 観光目的のためのバス借り上げ等 （※娯乐的な要素がつよい経費）
会議費	参加者の飲食代（お茶菓子・お茶代・お弁当等） 参加者の慶弔に関する経費
消耗品費	参加者への景品やプレゼント
損害保険料	サロンに係わるボランティアは、個人が加入するもののため、活動助成金対象外とする。 ※ボランティアが活動保険加入時には、社協より一部補助もある。

※参加者の入湯料・観覧料・宿泊施設利用料については、参加者の会費等にて使用することができる。飲食代や慶弔に関する経費についても同様である。